

剽窃検知支援ツール「Turnitin」の有効性の検証 ならびに学生の「剽窃行為」から見えてくる情報教育の課題

江口 建

帝京大学宇都宮キャンパス総合基礎科目

概要

2018年度の前期に開講した「哲学」、「技術業倫理」の2科目において、レポート剽窃検知支援ツール Turnitin を試用した。目的は、学生が提出したレポートに、どの程度の割合で剽窃が見られるかを検査すると共に、剽窃予防に関する Turnitin の有効性を検証することである。結果は、一定の効果が確認された。あわせて、ICT 機器を利用した「剽窃」現象の背後に見え隠れする、現代文明が抱える諸問題を、社会現象の分析を通じて指摘する。

1. はじめに

本稿は、剽窃検知支援ツール Turnitin の効果を検証するものである。初めに、「剽窃」現象を透かして見える現代社会の根本問題を、社会現象を通して考察し(第2章)、その認識を共有したうえで、Turnitin の活用目的や使用法、効果を検証していく(第3章以降)。具体的には、(1)剽窃検知機能を使用することの有効性、(2)剽窃検知機能の存在をほのめかすことによる効果、この2点を考証し、最後に、Turnitin そのものの性能について、若干の所感を記したい。

2. 「剽窃」の根底に潜む現代社会の病

2.1 「めんどくさがり」な大学生

昨今、どの大学でも、学生による「剽窃レポート」が問題視されている。スマートフォンなどの多機能型の通話機器の普及により、その増加傾向は加速化している。スマートフォンでレポートを下書きし、それを提出直前に Word ファイルに貼り付け、そのまま出力して提出する学生も少なくない。常時、持ち歩いているスマートフォンから、いつでもどこでもインターネットに接続できるため、分からないことがあれば、「ググる」(Google で検索する)のが、少し前までの学生の習わしであっ

たが、いまどきの若者は、Twitter で検索することが多いと聞く。一昔前は、剽窃するにも手間がかかったため(わざわざ図書館に向いて本を調べ、一文字ずつ書き写さなければならない)、その手間をかけるくらいなら自力で書こうとする学生も多くいた。しかし、今では手軽に自宅や通学途中に検索でき、しかも、それを「切り貼り」(コピー&ペースト)できるため、「めんどくさいこと」を嫌う傾向のある人々にとっては、まことに便利な時代である。

どの手段を用いて調べるのが妥当であるかは、分野と題材による。情報源の信憑性さえ確保してあれば、どのような手段で情報を手に入れようが、教員(筆者)としては構わない。効率化そのものは、忌むべきものではない。

問題は、インターネットという手段が、情報収集の効率化という優れた利点が霞んでしまう程に、その負の波及効果を及ぼしている点にある。

2.2 混同される「怠慢」と「効率化」

インターネットの急速な普及による負の波及効果はいくつか確認されるが、そのうちの一つとして、「怠慢」を「効率化」と錯覚させることに一役買っている点が挙げられる。「作業の効率化を求める」と、と、「めんどくさがる」ことは、本来、事象として、まるで違うはずだが、インターネットの便利さ・手軽さが、手っとり早く物事を進めようとする現代人にとって、みずからの「怠け癖」を正当化してくれ

るツールとして機能する。

例えば、家に洗濯機があれば、じつに効率よく時間が使うことができ、ゆえに、大いに重宝されるが、この事態が、〈いちいち手洗いするのがめんどくさい〉という気質に由来しているのではないと確言できる人が、どの程度いるだろうか。「便利さ」を「作業効率のよさ」というふうに置き換えたとき、その意味するところは、〈一つの作業にかかる時間・手間・労力を短縮し、その分のコストを他の作業に充てることができる〉ということであろう。その意味で、洗濯機は、確かに「便利」である。しかし、こうした便利な生活システムを極限まで押し進めた果てに出現する近未来的な人間像は、〈家から一歩も出ずにタッチパネルを操作するだけで全てが展開する世界に暮らす住民〉である。ここに至り、作業の「効率化」と「怠け癖」の違いを明確に峻別し、おのれの状態を自覚できる人が、はたしてどれほどいるだろうか。

そして、現代人は、すでにこのような世界に片足を踏み入れている。しばしば学生たちから耳にする次のような意見、すなわち、「3次元の人とお付き合いするのがめんどくさい」、「私はゲームの中の2次元の恋人でいい」という意味深長な意見は、上述のような世界の到来を暗示している。恋愛がめんどくさいものであるという意見に強い異論はないが、そこから逃避する手段としてインターネットというツールがいつでも身近に存在してしまっているために、現実世界に無理に踏みとどまろうとする気概も動機も湧かない点が旧世代とは異なる。

このような現状において、効率化の手段としてのインターネットが、あらゆる「めんどくさいこと」から逃避するためのツールとして機能している可能性がある。この問題は、インターネットの使い方（操作手順）以前に、インターネットの存在意義や目的を、初等・中等教育の段階から子どもたちにきちんと教育することなしには是正され得ない。現状、正常に機能していない我が国の情報モラル教育が向き合うべき課題である。

2.3 貧困化する「想像力」

第二に、インターネットの普及速度が人々の想像力の低下速度と連動しているように思われる。

へたな剽窃が「すぐにバレる」ということに想いが至らない近頃の学生の想像力の欠如に、憂慮を募らせる教員は多い。学生が参照する程度の書物は、その分野のプロである教員は、当然、目を通している。学生がインターネットで検索できる程度の情報は、教員でも容易に検索できる。そして、毎週の授業における発言風景や、ディスカッションの様子を観察し、さらに、毎週提出されるリフレクションシートに目を通していけば、その時点での学生の言語運用能力は、ほぼ正確に判る。分不相応の名文をインターネットのサイトから切り取ってくれば、それが剽窃であることくらい、秒速で判明する。そのことに、なぜ思い至らないのか。

現代人の想像力が貧困化の傾向にあると感じているのが筆者だけではないということは、他の教員や学校関係者、保護者たちと意見交換してみれば分かる。まっとうな感覚を麻痺させる何かが、インターネットにはある。

「想像力の欠如」を示す、よく知られた現象として、「バカッター」が挙げられる。バカッターとは、みずからの「愚行」を得意気にネット上にアップし、ネット住民の注目を浴びようとする一連の投稿を揶揄した言葉である。主に Twitter を媒介として拡散されるため、その名が付いた。中には「悪ふざけ」の域を超えて、明白に「犯罪行為」と呼びうるようなものも見受けられる¹⁾。

¹⁾ バカッターが最も短期集中的に噴出した 2013 年から具体例を挙げてみると、某市立高校の生徒が飲酒や喫煙を告白（1 月）、某市立中学の生徒が「乱交」や集団わいせつに相当する写真をツイッターにアップ（3 月）、複数の某有名大学の学生が某テーマパークで禁止行為や迷惑行為を繰り返す（4 月）、某有名大学の法学部の学生が公園の水道の蛇口を使って公然わいせつ（5 月）、若者たちが線路内に降り立つ（5 月および 10 月）、看護学生が献体臓器の写真を撮り、「グロ注意」とツイッターに書き込む（7 月）、某コンビニ従業員がアイス用冷凍ケースに寝転ぶ（7 月）、別のコンビニ従業員が股間にバーコードリーダーを当てて笑顔（7 月）、某ラーメン店のアルバイト店員が冷凍庫のソーセージを啜る（8 月）、某宅配ピザ店のアルバイト店員がピザ生地を顔に被る（8 月）、某お好み焼きチェーン店で客がソースとマヨネーズの容器を鼻に突っ込む（8 月）、某回転すし店で客が醤油差しに直接口をつける（8 月）、未成年の少年らがバトカーによじ登る（8

万が一、迷惑を被った店舗が損害賠償請求に踏み切れれば、民事訴訟になる。刑事事件になれば、威力業務妨害または偽計業務妨害で、3年以下の懲役または50万円以下の罰金である。

とある有名テーマパークのアトラクションで迷惑行為や規則違反にあたる行為を繰り返し、その写真をみずから得意気にアップし、各種新聞で「バカ大学生」と書かれた関西の某有名3大学の学生たちは、「今後、一切、立ち入らない」との誓約書を手し、親同伴でテーマパークを訪問、謝罪したという。この男子学生は、将来、結婚して家庭を持ったときに、休日に我が子から「行きたい！」とせがまれたら、どうするつもりなのだろうか。「パパは、昔、悪いことをして、二度と立ち入らないと約束したから、一緒に行けない」と子どもに告げるのだろうか。そのような事態に陥る可能性に、なぜ想像が及ばないのか。

愚かな行為をする人間や、法を犯す人間は、いつの時代でも、どこの国にもいる。とすれば、由々しき点は、愚かな行為をしたということ自体よりもむしろ、おのれの行為の結果を想像しない（自分の言動が社会に及ぼす影響に想いを馳せない）傾向の増大にこそある。

不可解なのは、みずからの愚行を、わざわざ自分から世間に公表する嗜好である。一昔前、おのれの悪行は必死に隠そうとしたものである。少なくとも自分から大人に「バラす」ことはしなかった。しかし、現代の若者は、いともかんたんに自己の愚かさを世間に公表し、その結果を想像しない。

この感覚のズレが、当初、筆者には興味深かった。彼らのことを「愚か」と感じるのは、単に自分が大人になったせいだけではないように思えた。自分たちの行為に対する彼らの感覚の鈍

月)、某スーパーマーケットで大学生アルバイト店員がグレープフルーツを口に啣える(9月)、某有名女子大学の学生が公衆電話ボックス内で花火(9月)、某有名私立大学の学生が神社の境内で公然わいせつ(9月)、某有名医大の附属病院の研修医が集中治療室でふざけて酸素マスクを装着(10月)などである。いずれも迷惑行為・危険行為を自慢げにTwitterやフェイスブックに投稿したものである。

さは、筆者もよく知る「若気の至り」とは、どこか異質のものに感じた。ここには、公共性や匿名性という概念に対する無理解・錯覚もあるように思う。

バカッター実行者の大半が決まって口にする台詞が、「まさか、こんなに大ごとになるとは」、「ただの遊び半分」、「軽い気持ちで、ふざけただけ」等々のフレーズである。ちょっとした遊びのつもりで損害賠償請求訴訟を起こされるのだから、学習の代償は高くつく。

少し立ち止まって想像力を働かせれば解かることである。棚の商品を口に啣えて、また元の位置に戻す。それを写真に撮り、公共の電波に流す。それを誰かが見る。見た人が苦情を言う／通報する。店が警察に届け出る(この時点で刑事事件の可能性が出てくる)。他の商品の点検、一部の商品の破棄、場合によっては商品棚の総入れ替え、そして、店内の清掃が行われる。それにかかった費用を、店側は損害賠償請求できる。もしも口コミで風評が立ち、店舗が一時休業・閉店にでもなれば、その分の損害額も上乗せできる。

成人であれば、各種メディアに実名で報道される。学校に知られば、退学の可能性もある。もしも刑事事件で有罪判決が下れば、以後、採用条件によっては履歴書に前科として記載しなければならない。就職活動が困難になる。

そういった一連の流れを、少しも想像しようとすらしめない——おのれの行為が引き起こす結果に具体的な想像が及ばない——ような、感覚が麻痺した新卒者を、どこの企業が採用したいと思うだろうか。

畢竟、現代人は、インターネットの内部で経過する出来事と、現実世界で起こる出来事とを対応させて考える能力が、著しく欠如しているように思われる。少なくとも電子空間と現実世界との接続の失敗に起因する事例が後を絶たない。

バカッター騒動だけを見ても、この現象に関する想像力の貧困化は、確実にインターネットの普及と相関関係にある。一昔前であれば、おのれの愚行を公表したくとも、「手段」が存在しなかった。しかし、今では、人々はいつでもどこでもスマート

フォンを携帯しており、気軽に写真を撮って、そのまま添付して送信できる。ボタン一つで、即座に、世界中に発信できる。手段がなければ発信しようがないものを、なまじ公表ツールが手許に存在してしまうため、責任の取り方も知らないままに発信してしまう。これは、〈今この瞬間〉の欲求に忠実に生き、「考える」よりも先に「目立ちたい」という欲望が行為として発露する若者に見られる標準的な振る舞いであるが、この傾向は、スマホ全盛時代に突入して、ますます拍車がかかっているように筆者の目には映る。

他方で、筆者が若かりし頃は、そもそも携帯電話やスマートフォンが「なかった」ために、使おうにも使えなかっただけで、赤ん坊の頃からスマートフォンであやされ、高校に入れば、みずからもケータイを所有するのが当たりまえの世代が、自分たちの行為に鈍感になるのも、故なきことではない。まさにこうした社会構造によって助長された「鈍感さ＝想像力の貧困さ」が、巡り巡って「レポート剽窃」問題にも表れている。

かくもレポート剽窃問題は、現代社会が抱える諸問題と深いところにつながっており、「いまどきの学生」の問題などではなく、大人や企業、市場、マスメディアのあり方も含めた社会構造一般の問題、ひいては現代文明の方向性をめぐる問題なのである。

3. 剽窃検知支援ツールについて

3.1 Turnitin とは何か

以上のような社会背景を踏まえたうえで、無自覚に ICT 機器を利用して不正に走ってしまう大学生の数を、まずは一つ一つのタスクごとに現場レベルで減らしてゆく試みの一つとして、剽窃検知支援ツールがあると筆者は理解している。

Turnitin は、独自に蓄積したデータベースをもとに、提出された電子文書とインターネット上の情報をすばやく比較・照合し、類似性を可視化するオンラインツールである。本学では、LMS の課題提出機能と連動した文章教育支援ツールとして、主に以下の三つの機能を担っている。

- ① 剽窃チェック機能
- ② 添削フィードバック機能
- ③ 学生間での相互評価機能

特に「剽窃チェック」機能は、即座に Web 上の情報と照合し、「剽窃」の疑いのある箇所を検出（引用元のサイトも表示）してくれるため、「毎年、コピペのレポートが目立つ」と嘆いている教員には、試してみる価値はある。少なくとも、自分でキーワードを打ち込んで検索する手間は確実に省ける。

本学宇都宮キャンパスでは、すでに 2017 年度に理工学部情報電子工学科およびラーニングテクノロジー開発室の教員によって試験的に先行利用されている²⁾。しかし、理工系のレポートでは、Web から文章を盗用して作成できる回答がもともと少ないため、剽窃検知機能の有効性について検証可能なデータを取得しづらいという話を耳にしていた。もしも Turnitin を活用することで、学生が提出するレポートに有意な変化が見られたという結果が報告されたならば、今後のさらなる開発に期待が高まるだろう。そのためにも、ある程度、独創性の高い文章作成を課題として要求している科目における Turnitin の試用が期待されていた。独創性の高い文章になればなるほど、効果を発揮する。例えば、「自分の考えを述べなさい」というような、本来ネットに載っているはずのない回答を要求するような出題の場合である。

コメントを付して返却するフィードバック機能については、すでにその効果が報告されているため [2]、本稿では「剽窃チェック」機能に焦点を絞り、その効果と性能について順に検証してゆく。

3.2 活用の目的と方法に関する考察

(1) 二つの目的

まず、Turnitin を活用する目的と方法を明らかにしておきたい。Turnitin を導入する目的は、主に二つ考えられる。

²⁾ 第 135 回 LT セミナー「Turnitin 試用報告～文書教育支援ツールの先行利用～」(2018 年 3 月 20 日、帝京大学宇都宮キャンパスにて開催)[1].

- ① 適正レポートと不正レポートを見分ける。
- ② 剽窃レポートの割合を下げる。

前者は「検知 (detection)」, 後者は「防止 (prevention)」である。一つ目については, 特に説明の必要はなからう。剽窃検知支援ツールの機能は, その名のとおり, 「剽窃/盗作」の疑いがある箇所を「検知」することにある。そして, 剽窃を検知したい理由は, 言うまでもなく, 不正なレポートを「うっかり受理しない」ためである。

問題は, 二つ目の目的である。どのように活用すれば, 剽窃レポートの数を減らすことができるだろうか。

じつは, 剽窃検知ツールを実際に使用すること自体は, 剽窃の割合を減らすことにはつながらない。なぜなら, 剽窃検知ツールが使用されるのは, あくまでもレポートが提出されたあとだからだ。すでに提出されてしまったレポートをどれだけ精緻に検査できたとしても, 不正レポートを落第にすることはできるが, 不正そのものを防止する(なくす/減らす)ことには全く貢献しない。Turnitin は, あくまでも提出されたレポートに剽窃の疑いがあるかどうかを事後的にチェックするソフトである。ゆえに, 何を目的とするかによって活用の仕方を考える必要がある。

(2) 二つの活用方法

そこで, Turnitin の活用方法についてだが, 主に二つの方法が考えられる。

- ① 剽窃検知ツールを実際に使用する。
- ② 剽窃検知ツールの存在をほのめかす。

合格レポートと不合格レポートを振り分けたい場合は, Turnitin を実際に使用することで, 一定の効果が見込める。しかし, 剽窃を防止したいならば, 実際に使用する必要は必ずしもない。Turnitin の存在をほのめかすだけで, この目的において Turnitin が持ちうる効果はすでに最大限に発揮されているからだ。不正を未然に防ぐために Turnitin が為しうる唯一のことは, その機能について「予告され, 周知される」ことだけである。その機能が周知された時点で, 不正防止に

関して Turnitin が持ちうる能力は遂行されている。以上の洞察をまとめると, 以下ようになる。

1. 剽窃検知ツールを使用することによって, 合格レポートと不合格レポートを振り分ける。
2. 剽窃検知ツールの存在をほのめかすことによって, 剽窃の割合を下げる。

(3) 第三の活用方法

前項で, 2つの活用方法を確認したが, さらに, もう一つの活用方法が考えられる。それは, 上記2つの活用方法を組み合わせる仕方である。

手順としては, 以下になるだろう。まず, 提出されたレポートを, Turnitin でチェックすることによって, 適正レポートと不正レポートを見分ける。次に, 不正レポートのほうを, そのまま不合格とせず, 不正であることを指摘したコメント共に返却する。そして, 「不正をすれば, バレる」ということを言い含め, 再提出を求める(許可する)。

この方式を採用すれば, 段階的にはあるが, 2つの目的を同時に叶えることができる。まず, 剽窃検知ツールを実際に使用し(活用方法①), 合格レポートと不合格レポートを振り分ける(目的①)。次に, そこで不合格とせず, いったんフィードバックとして返却し, 剽窃検知ツールの存在をほのめかす(活用方法②)。それによって, 二度目の剽窃を防ぎ, 最終的に提出されるレポートにおける剽窃の割合を減らすことができる(目的②)。一度目の提出で, Turnitin の有効性はすでに学生に十分に伝わっているため, 次回もまた剽窃をするとは考えにくい。つまり, 剽窃防止になる。

このやり方は, 一度の提出で不合格とせず, 再提出のチャンスを与えるという指導法を前提にしている。したがって, 一度の試験で合否を判定する授業や, 学期末レポートのような最終試験には適していない。

教育学的な観点に立てば, このような「組み合わせ」式の活用方法が推奨されるであろう。学生を落第させること自体が期末試験の目的ではない以上, 学生に改善のチャンスを与え, それで見事

に改善されるならば、そこに学生の「学び」や「成長」は確実にあるように思われるからである。

難点は、ひとえに教員の負担が増えることである。仮に一度目の提出の際に Turnitin が剽窃を指摘したレポートが多数に上る場合、その全てに等しく再提出のチャンスを与え、一つ一つにコメントをつけてフィードバックしなければならない。再提出されれば、その全てを、これまた Turnitin でチェックしなければならない。つまり、手間が二倍になるわけである。

それでもこのような活用法を採用するかどうかは、教員自身の熱意と時間的余裕、授業の運営形態によるだろう。いずれにせよ言えることは、このやり方を試すならば、学期の途中で Turnitin を使う機会を設けるのがよいということである。毎週、または隔週（あるいは一学期に2～3回程度）、レポートを提出（仮提出）させ、それを何度か添削し、再提出させながら、学期末までに完成させるという授業方式であれば[2]、Turnitin は、その持ちうる能力を十全に発揮しうるように思われる。

以上のような運用可能性を踏まえうえで、以下、筆者が担当する授業において Turnitin を試用した結果を報告する。

4. Turnitin の導入

4.1 実施状況

使用時期：2018 年度・前期

科目名：「哲学」（受講者数：61 人）

「技術業倫理」（受講者数：86 人）

使用対象：学期末レポート

2018 年度の前期開講科目「哲学」および「技術業倫理」の2科目において、学期末レポートの剽窃チェックに Turnitin を試用した。後期には、残念ながら使用する機会がなかった。理由は、後期に筆者が担当している科目の期末レポートの課題テーマが、そもそも剽窃不可能という事情が大きい。

いずれにせよ、わずか2度の試用で、データの精密さと安定性が確保できるとは考えていな

い。本稿の報告をきっかけに、今後、他の科目で試用が進み、データが蓄積されれば、有意なデータが取れるであろうと期待するゆえんである。

今回は試用であるため、あらかじめ学生たちに Turnitin の機能について説明したうえで、剽窃検知ツールの存在を意識化した。そして、レポート提出後に実際に Turnitin を使用し、剽窃レポートがどの程度の割合で検出できるかを試してみた。

ちなみに、電子ファイルであれば、過去のレポートも、教員による代理提出の機能を使ってチェックすることができる。Turnitin の存在をほのめかしたうえでのレポートの類似性の結果を、Turnitin を導入する前の過去のレポート傾向と比較すれば、有効な知見が得られる可能性はある。

ただし、筆者の授業では、例年、口頭および文書で、「コピペが発覚した時点で、無条件に落第」と伝えており、加えて「学生が検索できる程度のサイトは、言うまでもなく教員でも検索できるので、必ずバレると思ったほうがよい」と念押しをしている。それでもなお、もしも Turnitin を利用したときのほうが、不正行為が減るという結果が得られたとするならば、それは興味深い現象であろう。

4.2 結果

表1 レポートの類似度と該当者数(技術業倫理)

%	数	%	数	%	数	%	数	%	数
0	1	8	4	15	1	22	1	34	2
2	3	9	5	16	2	23	2	35	2
3	1	10	6	17	1	26	4	41	1
4	3	11	5	18	2	27	2	53	1
5	2	12	2	19	3	29	1	60	1
6	4	13	2	20	1	30	1	62	1
7	2	14	2	21	2	31	1	69	1
								80	1

表2 レポートの類似度と該当者数(哲学)

%	数	%	数	%	数	%	数	%	数
2	1	6	2	10	4	15	1	20	1
3	2	7	2	11	8	16	3	21	2
4	3	8	6	12	3	17	1	23	1
5	2	9	2	13	4	18	1	24	1

※「%」=Web上の文章との類似度

※「数」=該当者数



図1 レポートの類似度の可視化の例 (技術業倫理)

図1は、類似度が60%と診断されたレポート(「技術業倫理」)の一部である。

検知をスタートさせると、瞬く間に真っ赤に染まり、参照されたURLがリストアップされた。

2つある設問のうち1つが、ほぼ全てWebからの剽窃であることが判明し、しかもレポート巻末の参考文献リストに挙がっていたサイトが、実際に剽窃したサイトとは別のサイトであった。

サイトとの一致が60%となっているのは、設問1は自力で書いたからであり、設問2だけを見れば、80~90%の割合で剽窃と見なしてよい(図1に示した箇所は、設問2の一部である)。所々見られる白い箇所は、本人が手を加えた部分である。

ちなみに、「哲学」において類似性の割合が最も高かった24%のレポートが、図2である。図1のレポートと比べ、その差は歴然としている。

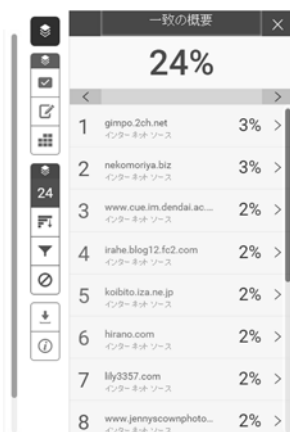


図2 レポートの類似度の可視化の例(哲学)

4.3 効果の検証

前提として、筆者は日頃から剽窃に価値がないことを学生に伝えるよう心がけているため、毎年、剽窃が際立って多いわけではない。それでも、例年、何部かはWebからの「コピペ」で成り立ったレポートを見かける(そういうレポートを提出する学生は、大抵、そもそも授業に出席していない)。

(1) Turnitin を試用した年度は、「哲学」のほうは、剽窃と見なしうるレポートが一つもなかった。

(2) 他方、「技術業倫理」においては、4名ほど、剽窃が疑われるレポートが見られた。そのうちの1つは、参照サイトのURLが明記されてあったものの、紙幅の大半が、そのサイトからの「引用」であった(本人の中で、「剽窃」と「引用」の区別がついていない可能性がある)。なお、類似性の高かったレポートの提出者は、概して授業の出席率が低い。

(3) 特筆すべきは、過去のレポートに比べ、部分的な抜粋も少なかったということである。Turnitin 導入以前は、たとえWebから丸ごと「コピペ」せずとも、部分的に(数行~1段落程度)抜き取ってくるレポートは、しばしば目にしたが、2018年度は、自分の言葉で書き換えたり、単語を入れ替えたりする姿勢が窺えた。

以上の結果から、総体的に、Turnitin の存在を告知したことによる一定の効果はあったと判断される。剽窃の割合が例年に比べ激減したわけではないが、これは、筆者の授業が、もともと剽窃レポートの割合が高くないからであり、日頃から剽窃の割合の高さに悩んでいる科目においては、相当な効果が期待できるのではなからうか。

今回は特に、授業中に、「コンピューターと勝負しても、ほぼ確実に諸君らが負けると思うから、張り合わないほうがよい」と脅した甲斐あってか、多くの学生は、Webを参照しつつも、きちんと自分なりに加工していた。ところどころ色に染まるのは、致し方ない。一般的によく使われるフレーズや、Webを閲覧せずとも偶然に一致してしまう文言も検出してしまったため、その部分は採点者が目視により確認し、差し引くしかない。

LT 開発室の教員によれば、丸ごと剽窃したわけではなくとも、部分的な参照を重ねればトータルで 50～60%程度は一致してしまうことがありうるといふ。その意味で、60%くらいは許容範囲とも考えられるが、これはひとえに設問の性質に依存するだろう。筆者の設問で 60%の類似性は、だいぶ怪しいと判断される。

5. 「Turnitin」の性能について

5.1 検出性能

わずか数秒で剽窃箇所を特定してくれる点は、とにかく優秀である。毎年、「怪しい・・・」と嗅覚が働いた時に、自分でキーワードを打ち込み、剽窃が疑われるサイトを割り出し、一文ずつ見比べていたが、これが存外、膨大な時間を取られる。Turnitin は、どのサイトのどの箇所と、どの程度の割合で類似しているかをピンポイントで教えてくれるため、かなりの時間を節約できる。

5.2 期待されうる改善点

1. 最初から Web で調べてまとめることを前提としている課題の場合は、効果が薄い。
2. 現段階の性能では、「剽窃」と「引用」を峻別できないため、教員が目視で確認するしかない。
3. 「縦書き」に対応していない。これは、文系科目にとっては、存外、致命的である。
4. 丁寧に活用しようとする、と、案外、手間は変わらない。現状では、初歩的な剽窃の検出にしか使えない。剽窃というのは、実際は、それほど単純な行為でもない。例えば、参照したサイトの URL はきちんと記載されていても、そのサイトからの膨大な「引用」で紙幅の大半が費やされているケースは、「剽窃」ではないにせよ、「引用」が「大半」を占め要る以上、自力で書いたとは見なしえない。しかし、URL を記載せずに確信的に剽窃する者とは態度が異なる限りで、指導の仕方もおのずと変わってくる。さらに、たとえ剽窃の割合が低くとも、一箇所でも丸ごと剽窃して

いれば、それは明白な「剽窃」であり、看過できない。

5.3 呼称について

以上の考察から判るように、Turnitin を「剽窃検知ツール」や「剽窃防止ツール」と呼ぶことは誤解を招く。剽窃を検知するのではなく、あくまでも文字列の類似性を指摘するだけである（剽窃かどうかは、採点者が目視するまで分からない）。また、すでに述べたように、Turnitin を実際に起動させること自体は、なんら防止にはつながらない。あくまでもテキスト・マッチング (text matching) システムであるという理解に留めておけば、目的や活用法に応じて十分な効果が期待できると考えられる。

6. おわりに——Turnitin の存在意義

不正をすれば「バレる」ということに具体的に想像が及ぶようになるだけでも、情報リテラシー教育の一環として、一定の効果はあると考えてよい。情報リテラシーを段階的に意識づけしてゆくための第一段階として、「不正は露見する」ということ、そして、「バレるから、やめるべき」なのではなく、剽窃が「複製」や「拝借」ではなく「窃盗」であることの意味を考えさせつつ、インターネットの中で展開されている出来事を現実に戻して考えさせる（仮想と現実の対応関係を意識させる）きっかけとして、効果的な使い道の可能性はあるように思う。

謝辞 本稿を執筆するにあたり、LT 開発室の小島一晃講師にお世話になった。また、LT 開発室の皆様がこの場を借りて日頃の謝意を記したい。

参考文献

- [1] 帝京大学ラーニングテクノロジー開発室，“ラーニングテクノロジーによる教育学習の改善に関する普及活動”，帝京大学ラーニングテクノロジー開発室年報，Vol. 15，pp.9-10，2018
- [2] 小島一晃，“LMS 上での文章内マークによるフィードバックが学生のレポート改善に与える効果の予備検討”，上掲書，pp.73-80，2018